

令和5年度大樹町子育て世帯物価高騰対策給付金のご案内

物価高騰の影響を受ける、0～18歳までの子がいる世帯へ
子1人当たり、3万円を支給します！！

支給要件

令和5年12月1日時点で、大樹町に住所を有している世帯のうち…

申請不要	①大樹町で児童手当を受給している世帯 ※後日送付される支給確認通知をご確認ください。
※申請必要	②高校生等の子を養育している世帯 ※きょうだいが、大樹町から児童手当を受給している場合でも申請が必要です。
	③公務員の方で、児童手当を職場で受給している世帯
	④その他の世帯（上記の①②③に当てはまらない世帯） 例) 単身赴任等により大樹町に住所を有しているが、子は大樹町外に住所を有している世帯 例) 所得超過により児童手当を受給していない世帯

対象の子ども

- ・ **0歳～18歳の子**（平成17年4月2日～令和6年4月1日までに出生した子）
※ただし、子自身が生計を維持している場合を除く
- ・ 日本国籍を持っている子であること

支給額

支給額：**対象の子1人当たり3万円** ※本給付金に所得制限はありません。

申請方法

支給対象者①に該当する方（大樹町から児童手当を受給している世帯）

→申請は不要で現在児童手当を受給している口座に令和6年2月末頃に振り込みます。

支給対象者②③④に該当する方

→**申請が必要**です。（申請書と必要書類を提出してください）

申請期間 **令和6年1月10日～令和6年2月9日** 振込時期令和6年2月末頃

※役場住民課窓口、郵送（消印が申請期間内のものに限る）

※令和6年1月1日～令和6年4月1日までに出生した子で、
令和6年2月9日の申請に間に合わなかった世帯に関しては、
令和6年4月30日まで申請可能。

必要書類の詳細は裏面に記載しています。必ずご確認ください！

〈必要書類〉

【申請者共通】 (②③④)

●申請書

- ・大樹町HPよりダウンロード
- ・大樹町役場住民課窓口に来庁または電話による請求

●申請者の顔写真付き本人確認書類

- ・マイナンバーカード表面のコピー、運転免許証の両面コピーなど

●給付金支給先となる金融機関が確認できる書類 (申請者名義)

- ・通帳1ページ目の見開きコピー、キャッシュカードの両面コピー、ネットバンクの口座情報記載部分の印刷
- ※銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が記載されているものに限りです。

高校生等の子を養育している世帯 (②)

●在学証明書または学生証のコピー

- ※諸事情により、子が高校等に通われていない場合は、申請者が子と生計を同じくしておりかつ養育していることが確認できる書類を提出してください。
(子の健康保険証の両面コピー (申請者が被保険者として記載されているもの) など)

公務員の方で、児童手当を職場で受給している世帯 (③)

※大樹町に居住し、勤務先から児童手当 (特例給付) を受給している方

●児童手当受給証明書

- ・令和5年12月1日時点で児童手当を受給している証明
- ※証明欄に、所属長または児童手当支給部署から証明を受けてください。

その他の世帯 (④)

●対象の子の戸籍謄本

- Ⅰ. 単身赴任等により親が子と別居しており、
 - 子が町内に本籍を置いている：戸籍謄本は**不要**
 - 子が町外に本籍を置いている：戸籍謄本が**必要**
- Ⅱ. 所得超過により児童手当を受給していない世帯
 - 子が町内に本籍を置いている：戸籍謄本は**不要**
 - 子が町外に本籍を置いている：戸籍謄本が**必要**

こんなときはどうなるの？

Q. 令和5年12月2日以降に大樹町に転入した者で、令和6年4月1日までに出生した場合、給付対象となるのか？

A. **対象となりません。** 令和5年12月1日時点で大樹町に住所を有している子育て世帯を対象としています。

Q. 令和5年12月2日以降に大樹町から転出した場合、給付対象となるのか？

A. **対象となります。** 申請方法をご確認ください。

Q. 令和6年4月1日までに子が生まれたが、戸籍がまだできていない場合、代わりとなる書類は他にあるか？

A. **出生届の全面コピー**も対応可能です。

Q. 中学生と高校生等の子を養育しているが、申請は必要なのか？

A. **申請は必要です。** 支給対象者② (表面) に該当します。

Q. 複数の支給要件に該当する場合は、申請に何が必要か？

A. **各要件によって、必要書類が異なるので、上記をご確認の上ご提出ください。**

お問い合わせは

大樹町役場 住民課国保年金係

電話：01558-6-2116